

## 新たに立ち上げる防犯団体の活動に 10 万円まで補助します ～「令和3年度福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金」交付申請の募集～

安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりのためには、地域の皆さんが警察や市町村などの関係機関とも連携し、自主的な防犯活動に取り組んでいくことが重要です。福岡県では、福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金により、地域の皆さんが自主的なグループを立ち上げて防犯活動を開始するために要する経費や、既存のグループで防犯活動を拡充するために要する経費の一部を補助しています。「ながら防犯」活動に係る物品等も対象です。奮って御応募ください。

### 補助対象の団体・事業及び補助の条件

#### 1. 補助対象の団体

ボランティア団体、町内会、自治会、PTA等の県民が自主的に組織する団体（県の地域防犯活動団体に登録済み又は登録予定の団体に限る。）で次に掲げるいずれかに該当するもの

- (1) 防犯活動を新たに開始する団体
- (2) 既に防犯活動に取り組み、更に防犯活動を充実させる団体  
(例：これまでとは別の防犯活動を開始する団体、防犯活動回数や区域を増やす団体、メンバーを増員する団体等)



#### 2. 補助対象の事業（防犯活動）の例

- ① 青パト活動その他の防犯パトロール活動
- ② 通学路における子供の見守り活動
- ③ 地域住民を対象とする防犯研修会の開催
- ④ 安全マップの作成・配布
- ⑤ 「ながら防犯」活動 等

※ 営利を目的とするもの、団体の構成員等の特定の者を対象とするもの、県外で実施されるものその他補助の目的にそぐわないものは、対象外です。

「ながら防犯」とは、通勤・通学、ウォーキング・ジョギング、買い物や犬の散歩、商品の配達など、日常生活行動や事業活動の中に防犯の視点を取り入れ、地域の「異変・異常」に気付き、それを伝えることで犯罪を未然に防ぐ一連の行動で個人や団体を問わず、誰もが日常生活の中で気軽にできる防犯活動です。

#### 3. 補助の条件

補助事業の終了後3年間は、防犯活動を継続する必要があります。（条件に違反した場合には、補助金の返還を求められることがあります。）

### 補助対象経費

防犯活動の開始又は拡充に必要な経費で次のようなものが補助の対象になります。\*

- ① 防犯活動用品（例：帽子、ベスト、ジャンパー、腕章、タスキ、パトロール車両用のステッカー、のぼり旗、拡声器、懐中電灯、青色回転灯等）の購入費※パトロールカード、わんわんパトロール用リード、エコバッグ等「ながら防犯」に係る物品を含む
- ② 防犯研修会の開催費（例：会議室使用料、講師謝金等）†
- ③ 防犯啓発用品（例：看板、防犯ブザー、パンフレット等）の制作・購入費
- ④ 防犯図上訓練又は安全マップの作成に係る経費

\* 団体の運営に係る経費（光熱水費、事務用品費等）やパトロール用車両の維持費・燃料費は対象外です。

† 団体の構成員のみを対象とする会議・研修会に係る経費や飲食代は、対象外です。

## 補助金の額

1団体当たり10万円を上限として、予算の範囲内で補助を行います。補助金の交付決定は、申請書類を審査した結果に基づいて行います。

## 実績報告

補助金の交付決定を受けた団体は、その年度の終了時に、所定の様式による実績報告書に事業の実施中・完了後の状況が分かる写真・資料、納品書・領収書等を添付して県に提出する必要があります。

## 活動支援

補助金の交付を受けた団体には、県主催の防犯関係行事への案内等が行われることがあります。

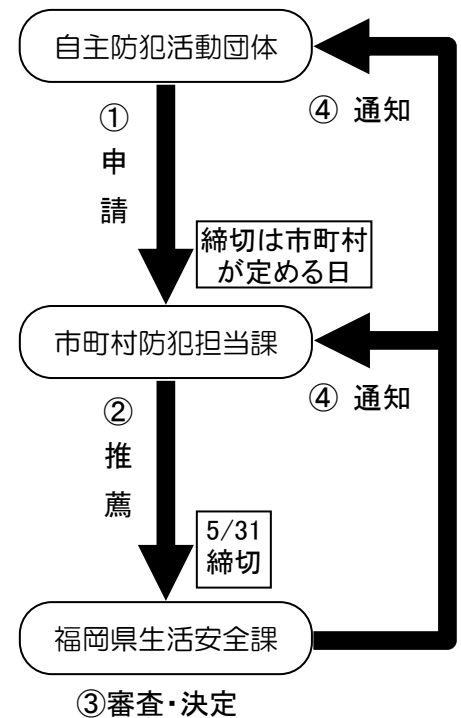
## 申請方法

「福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付申請書」に次の書類を添付し、活動地域の市町村の防犯担当課に提出してください。申請には市町村の推薦が必要です。

- ① 安全・安心まちづくり団体事業計画書（新規団体と既存団体で様式が異なるので注意してください。）
- ② 安全・安心まちづくり団体事業収支計算書
- ③ 団体調書
- ④ 経費の内訳に関する書類（見積書等）、年間計画表、役員名簿（法人の場合）、定款・規約等（ある場合）
- ⑤ 地域防犯活動団体登録票（未登録の場合）

※ 申請書類の様式は、ウェブサイト「福岡県の安全・安心まちづくり」からダウンロードすることができるほか、市町村の防犯担当課でも入手できます。

▶ <https://www.anzen-fukuoka.jp/pref/>



## 申請期限

令和3年5月31日（月）（福岡県人づくり・県民生活部生活安全課）

※ 市町村への申請の期限はその市町村が定める同日以前の日となります。詳しくは申請先市町村の防犯担当課にお尋ねください。



### 【問合せ先】

各市町村の防犯担当課 又は  
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課  
(電話) 092-643-3124 (FAX) 092-643-3169  
(Email) [anzen@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:anzen@pref.fukuoka.lg.jp)  
「福岡県の安全・安心まちづくり」ウェブサイト  
<https://www.anzen-fukuoka.jp/pref/>